

犯罪被害にあわれた方へ



ギョっちゃん
(犯罪被害者等支援シンボルマーク)

ある日、突然、犯罪の被害にあってしまった……
苦しい……つらい……誰かに話を聞いてもらいたい……
これからどうやって生活したらいいの？

私たち「大阪府被害者支援会議」は、思いがけず犯罪の被害にあってしまった
皆さんが抱えるさまざまな痛みを和らげたいという思いから設立されました。

少しでも皆さんの痛みを和らげることができたら……

そんな思いから、私たちが、どのようなお手伝いができるのかということ
を紹介させていただくため、この冊子を作りました。
ぜひ、ご一読ください。

～大阪府被害者支援会議
参画機関・団体による被害者支援～

～こんなことにお困りの方は～

(こんなことに困ったら・・・) (一覧表番号及び機関・団体名)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ◇ 犯罪の被害にあった悔しさや悲しさを誰かに聞いてもらいたい | <1> アドボカシーセンター
<13> 大阪弁護士会
<18> 関西いのちの電話
<23> ドーンセンター |
| ◇ 被害にあったショックで夜も眠れない | <1> アドボカシーセンター
<5> 大阪府各保健所
<6> 大阪府こころの健康総合センター
<18> 関西いのちの電話
<19> 関西カウンセリングセンター
<23> ドーンセンター
<24> 大阪府警察 |
| ◇ 加害者に損害賠償請求をしたいけどどうしたらいいの | <13> 大阪弁護士会
<14> 法テラス大阪 |
| ◇ 治療費の支払い等で出費がかさむけど経済的な援助が受けられたらなあ | <24> 大阪府警察 |
| ◇ 自宅が犯罪被害の現場(殺人、放火、強制性交等)になり住めなくなった | <2> 大阪府治安対策課
<8> 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
<9> 堺市市民協働課
<24> 大阪府警察 |
| ◇ 性犯罪被害にあい、治療・検査を受けたいけど誰に相談したらいいの | <1> アドボカシーセンター
<15> 大阪産婦人科医会(SACHICO)
<24> 大阪府警察 |
| ◇ 検察庁や裁判所に一人で行くのは不安。誰か一緒に行ってくれたら・・・ | <1> アドボカシーセンター
<10> 大阪地方検察庁 |
| ◇ 捜査や加害者が捕まった後の手続き、裁判の流れを教えてほしい | <1> アドボカシーセンター
<10> 大阪地方検察庁
<13> 大阪弁護士会 |

(こんなことに困ったら・・・) (一覧表番号及び機関・団体名)

- ◇ 捕まった加害者にどういふ処分が下ったのか知りたい。誰に聞けばいいの・・・
 - <10> 大阪地方検察庁

- ◇ 捕まった加害者は、いつ出所するんだろう
 - <10> 大阪地方検察庁
 - <11> 大阪保護観察所

- ◇ 暴力団員からの被害に関する相談はどこにしたらいいんだろう
 - <21> 大阪府暴力追放推進センター
 - <24> 大阪府警察

- ◇ 配偶者から暴力をふるわれているけど誰に相談したらいいの
 - <3> 大阪府女性相談センター
 - <4> 大阪府子ども家庭センター
 - <7> 大阪市配偶者暴力相談支援センター
 - <13> 大阪弁護士会
 - <23> ドーンセンター

- ◇ 自分が住んでいる町で受けられる支援はないかな・・・
 - <2> 大阪府治安対策課
 - <8> 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
 - <9> 堺市市民協働課

- ◇ 交通事故に関する窓口はないかな・・・
 - <12> 国土交通省近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課
 - <13> 大阪弁護士会
 - <22> 大阪府交通安全協会

- ◇ 交通事故にあい、相手方保険会社との損害賠償交渉がうまくいかず困っている
 - <20> 交通事故紛争処理センター

- ◇ 子どもが被害に巻き込まれたので、誰かに相談したい
 - <1> アドボカシーセンター
 - <4> 大阪府子ども家庭センター
 - <13> 大阪弁護士会
 - <17> 大阪府臨床心理士会

- ◇ 健康や医療について相談したい
 - <16> 大阪府医師会

※ 上記事例は、あくまでも例示ですので、支援施策概要一覧表をご一読いただき、詳しい支援施策概要に関する疑問については、各機関・団体までお問い合わせください。
なお、各機関・団体の支援施設概要は、令和3年9月現在のものです。

支援施策概要一覧表

番号	機関・団体名	連絡先等	支援概要
<1>	認定NPO法人 大阪被害者支援 アドボカシーセン ター	<p>○【電話相談及び面接相談予約等】</p> <p>大阪市天王寺区怜人町2-7 大阪府夕陽丘片舎内 06-6774-6365</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>○【全国共通犯罪被害者等電話相談】 (全国共通ナビダイヤル)</p> <p>0570-783-554</p> <p>【受付時間】 7:30～22:00 (12月29日～1月3日を除く)</p> <p>※ 当センター受付時間以外は、 東京のサポートセンターにつな がります。</p>	<p>○ 被害者支援についての専門的訓練を受けた 支援員が無料で下記の支援を実施しています。</p> <p>1 電話相談 ※ この他、毎月第3木曜日の14:00～16:00に 大阪弁護士会による法律相談を実施(要予約) しています。</p> <p>2 面接相談(要予約) 弁護士による法律相談、臨床心理士による カウンセリングも必要に応じて行います。</p> <p>3 付添い等直接支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、検察庁、裁判所、行政機関、医療機関 等への付添い ・ その他、代理傍聴やマスコミ対応等
<2>	大阪府 政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課	<p>○ 総合的対応窓口</p> <p>【連絡先】 06-6944-7506</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>1 犯罪被害者等の総合的対応窓口 相談者の状況に応じた各種支援制度の案内、 関係機関に関する情報を提供しています。</p> <p>2 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度 府内に居住中に重大な犯罪等の被害により 住居に居住が困難になった被害者等を対象に 民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、 仲介手数料が無料になります。</p> <p>3 再提訴費用の助成 損害賠償請求権の時効中断のための再提訴に 要する裁判所手数料及び郵券代を助成します。</p>
	住宅まちづく り部 住宅経営室 経営管理課	<p>○ 府営住宅への入居</p> <p>【連絡先】 06-6941-0351 (内線6825)</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>4 府営住宅への入居</p> <p>(1) 一時使用 殺人、放火、強制性交等、強盗、強制わいせつ 又はストーカー被害(法による警告の措置がなさ れたもの等)により、従前の住宅に居住困難と なった大阪府内に居住する被害者等に対して家 電製品等を配備した府営住宅を提供しています。 入居期間は、原則6か月(やむを得ない場合、 最長6か月延長可能)です。</p> <p>(2) 府営住宅総合募集における募集区分の設定 福祉世帯向け募集区分に資格要件として「犯罪 被害者等世帯」を設けており、殺人、危険運転致 死、放火又は強制性交等事件により従前の住宅 に居住困難となった被害者等(2人以上の世帯に 限る)の応募を受け付けています。 なお、応募は入居申込資格を満たす必要が あり、募集は年6回実施し、抽選により入居可能 となります。</p>
<3>	大阪府福祉部 女性相談センター (配偶者暴力相談 支援センター)	<p>【連絡先等】</p> <p>大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター(大阪府立男女共同参 画・青少年センター)3階</p> <p>【女性相談】～電話相談及び面接相談受付</p> <p>06-6949-6022 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>配偶者・恋人からの暴力の相談・ストーカー被害、 夫婦や家庭内のトラブル、人間関係等の相談に 応じています。</p> <p>※ 面接相談については、できるだけ予約が 望ましい。</p>

		<p>【DV相談】 ~DV電話相談のみ 06-6946-7890 24時間対応</p> <p>【FAX(相談専用)】 06-6940-0075 24時間対応</p>	
<p><4></p>	<p>大阪府 子ども家庭センター</p>	<p>【連絡先等】 右記1~3</p> <p>1 中央子ども家庭センター 072-828-0161 (DV専用) 072-828-0277</p> <p>2 池田子ども家庭センター 072-751-2858 (DV専用) 072-751-3012</p> <p>3 吹田子ども家庭センター 06-6389-3526 (DV専用) 06-6380-0049</p> <p>4 東大阪子ども家庭センター 06-6721-1966 (DV専用) 06-6721-2077</p> <p>5 富田林子ども家庭センター (南河内府民センター代表) 0721-25-1131 (DV専用) 0721-25-2065</p> <p>6 岸和田子ども家庭センター 072-445-3977 (DV専用) 072-441-7794</p> <p>【受付時間】 月曜日~金曜日 9:00~17:45 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>【児童相談所 虐待対応ダイヤル】 189 (24時間365日対応)</p> <p>【児童相談所 相談専用ダイヤル】 0120-189-783 (24時間365日対応)</p> <p>【夜間休日児童虐待通告専用電話】 072-295-8737 月曜日~金曜日 17:45~翌朝9:00 及び土・日・祝・年末年始</p> <p>【子どもの悩み相談フリーダイヤル】 右記4 (子ども専用) 0120-7285-25 (24時間365日対応)</p>	<p>1 子どもに関する様々な問題について子どもやその家庭等からの相談を受け付けています。</p> <p>2 児童虐待通告専用電話 虐待されている子どもや虐待を疑われる子どもを発見したら、速やかにお電話ください。 ※ 夜間・休日等は電話番号が変わりますので左記連絡先をご確認ください。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担い、DV被害者の相談に応じています。</p> <p>4 子どもの悩み相談フリーダイヤル 子どもからの様々な相談に応じています。 ・ 自分に自信がなくて人と話ができない。 ・ 何をやってもうまくいかない。 ・ 誰にも相談できず悩んでいる。 等 ※ 匿名での相談にも応じています。</p>

<5>

大阪府・中核市
各保健所

大阪府
健康医療部
保健医療室

【連絡先】

1 池田保健所

072-751-2990

2 茨木保健所

072-624-4668

3 守口保健所

06-6993-3133

4 四條畷保健所

072-878-1021

5 藤井寺保健所

072-955-4181

6 富田林保健所

0721-23-2684

7 和泉保健所

0725-41-1330

8 岸和田保健所

072-422-6070

9 泉佐野保健所

072-462-4600

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:45
(祝日・年末年始を除く)

【中核市連絡先】

1 東大阪市保健所

◎西保健センター

06-6788-0085

◎中保健センター

072-965-6411

◎東保健センター

072-982-2603

月曜日～金曜日 9:00～17:30
(祝日・年末年始を除く)

2 高槻市保健所(保健予防課)

072-661-9332

月曜日～金曜日 8:45～17:15
(祝日・年末年始を除く)

3 豊中市保健所(保健予防課)

06-6152-7315

月曜日～金曜日 9:00～17:15
(祝日・年末年始を除く)

4 枚方市保健所(保健医療課)

072-807-7623

月曜日～金曜日 9:00～17:30
(祝日・年末年始を除く)

5 八尾市保健所(保健予防課)

072-994-6644

月曜日～金曜日 8:45～17:15
(祝日・年末年始を除く)


○ 「こころの健康相談」を大阪府・中核市の各保健所
所で実施しています。
こころの健康問題で困っている方やその家族に
対し、下記の支援を無料で実施しています。

- ・ 面接相談、電話相談、必要に応じて訪問相談等
- ・ 精神的な治療が必要かどうかの診断・判定
- ・ 医療機関・医療サービスについての情報提供
- ・ 福祉的な支援・サービスについての情報提供
- ・ 必要な関係機関等への連絡・調整等

※ 事前に電話連絡が必要です。


		<p>6 寝屋川市保健所 (保健所すこやかステーション) 072-812-2362 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>7 吹田市保健所(地域保健課) 06-6339-2227 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)</p>	
<6>	大阪府 こころの健康 総合センター	<p>【こころの電話相談】 06-6607-8814 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>○ こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスなどを知りたい方のために電話相談を行っています。</p> <p>※ 水曜日は、「わかぼちダイヤル」(若者専用電話相談)として実施しています。</p>
<7>	大阪市 配偶者暴力相談 支援センター 大阪市市民局 ダイバーシティ 推進室男女 共同参画課	<p>【連絡先】 06-4305-0100</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>○ 各区役所保健福祉課等と連携して、DV被害者支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者からの相談対応や緊急時の安全確保等にかかる調整等 ・ 保護命令制度の利用にかかる援助 ・ 各種福祉制度に関する情報提供や利用にかかる援助 等
<8>	大阪市市民局 ダイバーシティ推進 室人権企画課	<p>犯罪被害者等支援のための総合相談窓口</p> <p>【連絡先】 電話:06-6208-7489 FAX:06-6202-7073</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>※ 大阪市ホームページ 「犯罪被害者やその家族・遺族の方を支援しています!」をご覧ください。</p>	<p>1 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口 犯罪被害者等からの相談をお受けし、その置かれている状況などに応じて、大阪市の施策や制度についての情報提供や関係機関の紹介などを行います。</p> <p>2 遺族見舞金・重傷病見舞金等の支給 市民が死亡や重傷病などの重大な犯罪等の被害にあわれた場合に支給します。(30万円または10万円)</p> <p>3 日常生活支援等の実施</p> <p>(1) ホームヘルプサービス 家事等を行うことについて支障が生じていると認められる場合、無償でホームヘルプサービスを実施します。(一日1回・3時間まで、96時間以内)</p> <p>(2) 配食サービス 食事を用意することについて支障が生じていると認められる場合、無償で配食サービスを実施します。(一日1回、30日以内)</p> <p>(3) 法律相談 法的知識についての支援として、無償で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施します。(1回あたり上限1.5時間、2回まで)</p> <p>4 助成金の交付</p> <p>(1) 一時保育費用 監護する就学前の子の保育が困難となった被害者等が一時保育を利用した場合、その費用を助成します。(1回あたり上限3,000円、10回まで)</p> <p>(2) 精神医療費用 精神的な被害の回復のため、被害者等が精神科等における医療を受けた場合、その費用を助成します。(1回あたり上限5,000円、24回まで)</p>

			<p>(3) 転居費用 被害者等が従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合、新たな住居へ転居するために要する費用を助成します。(上限200,000円、1回のみ)</p> <p>5 市営住宅へ優先入居 殺人・強姦性交等の被害者や家族で、被害にあったことが原因で現在の住居に居住できなくなった方に対し、市営住宅を優先的にあつせんします。 ※ 被害当時に大阪市民であった方が対象です。 ※ 上記2～4は、死亡や重傷病などの重大な犯罪等の被害を受けられた方が対象です。</p>
<9>	堺市市民人権局 市民生活部 市民協働課	<p>【連絡先】 072-228-7405</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>1 堺市犯罪被害者等支援総合相談窓口 ご相談の内容に応じた各種支援制度の案内、関係機関等に関する情報提供、関係機関と連携・調整のうえ、必要な支援を実施します。</p> <p>2 心理カウンセリング事業の実施 対象：殺人、強盗、強姦性交など、身体に害を及ぼす犯罪行為の被害者本人又は2親等以内の親族・遺族</p> <p>3 一時避難住宅の提供 対象：殺人、強姦性交等、強制わいせつなどの身体に害を及ぼす犯罪行為又は放火等により精神的・物理的に引き続き住居に住むことが困難となった市内居住者及び同居の家族又は遺族</p> <p>4 堺市犯罪被害者等日常生活支援(配食サービス・ホームヘルプサービス)の実施 対象：殺人、放火、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、交通事故等の身体に害を及ぼす犯罪行為の被害に遭った市内居住者本人及び2親等以内の親族・遺族</p>
<10>	大阪地方検察庁 (被害者支援員室)	<p>【被害者ホットライン】 06-4796-2250</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>○ 犯罪により被害を受けた方や遺族等の方々からの刑事手続に関するあらゆる相談に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の処分結果、裁判の結果、受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報の提供 ・ 公判傍聴付添い等の支援 ・ 少年審判に関連する支援 ・ 証拠品の還付等に関する補助 等
<11>	大阪保護観察所 (企画調整課)	<p>【連絡先】 06-6949-6522</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>	<p>1 心情等伝達制度 被害に関する心情等を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。</p> <p>2 被害者通知制度 加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況等に関する情報を希望する被害者や遺族に通知します。</p> <p>3 相談・支援 被害者や遺族のための制度や手続等に関する情報の提供や相談に応じて関係機関・団体の紹介を行います。</p> <p>※ 「心情等伝達制度」、「被害者通知制度」については申出の手続きが必要です。 支援利用には事前に電話連絡が必要です。</p>

<p><12></p>	<p>国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 バリアフリー 推進課</p>	<p>【連絡先】 06-6949-6431</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>【相談支援機関情報】 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000013.html</p> <p>または、「バリアフリー:公共交通事故被害者支援」で検索</p>  <p>【交通事故被害者等が必要とする情報を掲載しているサイト】 ※ 国土交通省が提供する自賠責保険及び交通事故被害者救済 (https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzan/04relief/index.html) または、「自動車総合安全情報」で検索 「ホーム」→「自賠責保険ポータルサイト」をご覧ください。</p>	<p>1 航空、鉄道等の公共交通利用時に事故に遭遇した被害者等に対する支援の確保を図るため、「公共交通事故被害者等支援室」を設置しています。</p> <p>2 『被害者等に寄り添う』ことを基本とし、関係機関と連携して①公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担うことを目的としています。</p> <p>3 公共交通事業者による被害者支援計画策定の促進、安全意識の向上、当局の支援活動への理解向上を目指し、毎年「公共交通被害者支援フォーラム」を開催しています。</p>
<p><13></p>	<p>大阪弁護士会</p>	<p>【連絡先等】 大阪市北区西天満1-12-5</p> <p>1 【犯罪被害者弁護ライン】 06-6364-6251 毎週火曜日 15:00～18:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p> <p>1の2 【犯罪被害者派遣弁護士制度】 06-6364-1227 (大阪弁護士会人権課) 平日 9:00～16:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p> <p>2 【子どもなんでも相談】 06-6364-6251 毎週水曜日 15:00～17:00 第2木曜日 18:00～20:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p> <p>3 【DV・セクハラ・性被害の電話相談】 06-6364-6251 第2木曜日 11:30～13:30 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p> <p>4 【交通事故相談】 (公財)日弁連交通事故相談センター大阪支部</p> <p>(1) 【面談相談】 【面談予約受付】予約専用 06-6364-8289 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p>	<p>1 犯罪被害者弁護ライン 犯罪の被害者やその家族など周りの方々を対象に、おおむね30分以内の時間で、弁護士が直接電話で相談に応じます。(ただし被害1件につき1回の相談に限ります。) 匿名でも構いませんし、詳しい情報は明かさなくても結構です。ご希望に応じて面接による相談も行います。</p> <p>【こんな時にはお電話を】 犯罪の被害を受けて悩んでいることがあれば、どのようなことでも構いません。お気軽にお電話ください。例えば「捜査や裁判の進展が気になる」「加害者に賠償してもらいたい」「被害者のための公的な補償はないか」「犯人側の弁護士から連絡があったがどう対応したらいいか」「弁護士を頼みたいが費用が気になる」などの相談です。ご相談の秘密は厳守します。</p> <p>1-2 犯罪被害者派遣弁護士制度 弁護士が犯罪被害者及び同居親族の指定する場所へ訪問し、無料で1時間程度の相談に応じます。(ただし、被害1件につき1回に限ります。) 対象の犯罪は、殺人や傷害、性犯罪などで、窃盗や詐欺など金銭的な被害の犯罪は除きます。</p> <p>【こんな時にはお電話を】 法律事務所や弁護士会に直接出向くのも難しいという場合にご利用ください。ご希望により、正式に継続的な支援も依頼できます。</p> <p>2 子どもなんでも相談 いじめ、体罰、校則、登校拒否など子どもの人権に関する法律相談を受け付けています。子どもの人権に詳しい弁護士が待機しています。</p>

		<p>【面談日時】 月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p> <p>(2)【電話相談】 ナビダイヤル 0570-078325 月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:30 (祝祭日・お盆・年末年始を除く)</p>	<p>3 DV・セクハラ・性被害の電話相談 職場の他、家庭や社会における性的いやがらせ及び性的虐待に関する相談を無料で受け付けています。</p> <p>4 交通事故相談 交通事故について面談及び電話相談を受け付けています。ただし、電話相談は、内容が簡明なものに限ります。(10分程度) 担当弁護士が法律的な相談のほか、示談のあっせんなど様々な相談に応じています。 法律相談は同一事案につき5回まで30分以内無料です。</p>
<14>	日本司法支援センター 大阪地方事務所 (法テラス大阪)	<p>【連絡先】 ナビダイヤル 0570-078329 平日 9:00～17:00</p> <p>又は 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00</p>	<p>1 「被害者参加人」のための国選弁護士制度 裁判所に認められた経済的に余裕のない被害者参加人の方に、弁護士(国選被害者参加弁護士)による援助を受けていただくため、法テラスを通じて裁判所が国選弁護士を選定し、その弁護士費用・報酬を国が負担する制度です。</p> <p>2 日弁連委託援助 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の犯罪被害を受けられた方、またそのご家族を対象に、刑事裁判、少年審判についての手続き及び行政手続に関する援助を行っています。(例: 被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行等)</p> <p>3 民事法律扶助 収入が一定額以下の方に対し、民事裁判等手続に関する援助として、無料の法律相談の実施や、弁護士費用等の立替を行っています。 (例: 損害賠償請求、損害賠償命令制度の申立、保護命令の申立等)</p> <p>4 情報提供 法制度に関する情報の提供や、適切な法律相談機関を案内し、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行っています。</p> <p>5 DV等被害者法律相談援助 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に必要な内容であれば、弁護士による法律相談を行っています。 基準を超える資産をお持ちの方には、後日相談料5,000円(税別)をご負担いただきます。</p>
<15>	大阪産婦人科医会	<p>【性暴力被害者ホットライン】 性暴力救援センター・大阪SACHICO 072-330-0799</p> <p>【受付日時】 支援員(女性)が24時間体制で対応しています。</p>	<p>○ 性暴力救援センター・大阪(SACHICO)は、性暴力被害にあった女性への被害直後から中長期までの総合的な支援を目指して、2010年4月に阪南中央病院内に設立されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 支援員(女性)が常駐し24時間体制で対応しています。 予約制の面談 電話相談の上、必要があれば来所いただきます。 産婦人科医療の提供 産婦人科医師による緊急を含む診察と検査、緊急避妊薬・抗生物質の処方、診断書の作成、法医学的証拠の採取および保管などを行っています。 その他、法的支援・精神科紹介・カウンセリング・同行支援・生活支援などを行っています。

			<p>性暴力被害を受けると、心身ともに非常に傷つきますので、救急的対応を行うとともに、必要に応じて女性の安全と医療支援ネットで連携しているカウンセラーや精神科医を紹介したりすると同時に、「あなたは悪くない」というメッセージをしっかりと伝えて常にエンパワメントを支える役割も果たしています。</p> <p>また、総合的支援においては、警察への通報、弁護士の相談、カウンセリングの紹介等を行いますが、全てにおいて当事者が「自分で選ぶこと」を基本にサポートしていきます。</p>
<16>	大阪府医師会	健康問題相談 【連絡先】 06-6763-7007 【受付時間】 原則として、毎月第1金曜日 14:00～15:30	犯罪被害者の方のみではなく、府民・市民の方の一般的な健康に関するご相談を受け付けております。
<17>	大阪府 臨床心理士会	【連絡先】 FAXのみ 06-6942-5110 【スクールカウンセラー】 1 大阪市 大阪市子ども相談センター 06-4301-3141 2 堺市 通学している学校までお問い合わせください。	○ スクールカウンセラー 子どもが被害(いじめ、性犯罪、ネット犯罪等)にあって巻き込まれた場合、スクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。 (1) 大阪市 大阪市にお住まいの方で、幼稚園～高校に在籍している児童生徒及び保護者は、大阪市立の学校の在籍でなくても大阪市内の中学校に勤務するスクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。 (2) 堺市 堺市にお住まいの方で、堺市立の小学校～高校に在籍している児童生徒及び保護者は、スクールカウンセラー(臨床心理士)に相談することができます。
<18>	(社福) 関西いのちの電話	【連絡先】 06-6309-1121 【受付時間】 24時間体制で電話相談を受け付けています。	○ 電話相談 犯罪被害などに遭い、誰にも話せない心のうちを養成講座を修了し、認定された相談員がお聴きししています。相談は無料です。 ※ 名前を告げる必要はありません。 相談内容等のプライバシーは厳守し、特定の宗教や思想にはとられません。
<19>	(公財) 関西カウンセリングセンター	【連絡先】 大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング8F 予約専用 06-6809-1022 【受付時間】 1 予約受付時間 水・金・土曜日 11:00～18:00 (祝日・年末年始を除く) 2 面接時間 水・金・土曜日 11:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)	○ 性犯罪にあわれた方や犯罪で重傷を負われた方には、大阪府警察と連携して被害者カウンセリングを行っています。 ○ 被害者及びその家族に対して、有料で面接によるカウンセリングを実施しています。 個人の他、家族、カップルにも対応可能です。 ※ カウンセリングには、事前の電話予約が必要です。1回50分(有料) ※ 予約の際に、被害者支援カウンセリングであることをお知らせください ※ 現在新件は受け付けていません。
<20>	(公財) 交通事故紛争処理センター	【連絡先】 大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4F 06-6227-0277 【受付時間】 月曜日から金曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)	○ 自動車事故にあった被害者等が、損害賠償の問題で相手方保険会社との交渉が難航した際、紛争解決を無料でサポートしています。 ※ 事故相談は、面接のみ(事前予約が必要)です。

<p><21></p>	<p>(公財) 大阪府暴力追放 推進センター</p>	<p>【連絡先】</p> <p>1 中央相談室 06-6946-8930</p> <p>2 淀川相談室 06-6303-8930</p> <p>3 堺相談室 072-221-8930</p> <p>【受付時間】 月曜日から金曜日 9:00~17:00 (祝日を除く)</p>	<p>1 電話及び面接相談 暴力団に関する様々な相談に応じています。</p> <p>2 暴力団犯罪被害者等給付金制度 原則として暴力団員による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殺人 ・全治1か月以上の傷害 ・器物損壊・建造物損壊 <p>等の犯罪被害者やその遺族に対して給付金を支給しています。</p>
<p><22></p>	<p>(一財) 大阪府交通安全 協会(事務局)</p>	<p>【連絡先】 大阪市中央区谷町3-1-18 NS21ビル2F 06-6941-6983</p> <p>【受付時間】 月曜日から金曜日 9:00~16:30 (祝日を除く)</p>	<p>○ 交通事故相談 交通に関する各種案内のほか、交通事故相談員による電話相談を無料で実施しています。</p>
<p><23></p>	<p>ドーンセンター</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>大阪府 府民文化部 男女参画 府民協働課</p> </div> <p>【運営】 (一財) 大阪府男女共同 参画推進財団</p>	<p>【連絡先】 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター内</p> <p>【女性電話相談】 06-6937-7800 火曜日~金曜日 16:00~20:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く)</p> <p>【女性面接相談予約】 問合せ 06-6910-8588 予約受付時間 火曜日~金曜日 13:30~18:00 18:45~21:00 土曜日・日曜日 9:30~13:00 13:45~18:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く)</p> <p>【女性面接相談】※要予約 火曜日~金曜日 17:00~21:00 土曜日・日曜日 10:00~18:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く)</p> <p>【女性のためのSNS相談】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>SNS相談受付 窓口ページ</p> <p>https://form.osk-dawn.jp/ia</p> <p>第2・第3火曜日 12:00~20:00 第1・第4土曜日 10:00~18:00 (祝日(土日除く)・年末年始を除く)</p> </div> <p>【女性弁護士による法律相談】※要予約 毎月第3木曜日及び偶数月第4木曜日 14:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>【男性のための電話相談】</p> <p>【連絡先】 大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター内 06-6910-6596</p> <p>【受付時間】 第1、第4水曜日 16:00~20:00 第2、第3土曜日 16:00~20:00 (祝日・年末年始にあたる場合は、他の週に振り替えて実施)</p>	<p>○ 女性のための電話、面接及びSNS相談、女性被害者の精神的支援を行っています。 女性が会おう様々な心の悩みについて専門の女性カウンセラーが相談に応じます。</p> <p>※ 面接相談には、事前予約が必要です。</p> <p>○ 男性の様々な悩みについて、男性相談員が相談に応じます。</p>

<p><24> 大阪府警察本部</p>	<p>【連絡先等】</p> <p>1 各種制度の問合せ <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 事件を取り扱った警察署にお問い合わせください。 </div> </p> <p>2 犯罪被害給付制度の問合せ <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 大阪府警察本部市民応接センター 被害者支援第二係 06-6943-1234 (内線25231、25232) </div> </p> <p>【受付時間】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く) </div> </p> <p>3 被害相談窓口</p> <p>(1) 【性犯罪被害110番】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 0120-548-110 #8103(ハートさん) (性犯罪被害相談電話全国共通番号) </div> </p> <p>(2) 【列車内ちかん被害相談】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 06-6885-1234 </div> </p> <p>(3) 【ストーカー110番】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 06-6937-2110 </div> </p> <p>(4) 【暴力団・拳銃110番】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 06-6941-1166 </div> </p>	<p>1 情報提供</p> <p>(1) 被害者の手引の配布 殺人事件のご遺族、性犯罪、重傷を伴う身体犯の被害者、交通事故のご遺族・被害者等の方に事件種別に応じて、各種情報を掲載した冊子を配布しています。</p> <p>(2) 被害者連絡制度 身体犯・精神的被害が大きい被害者等に対し、要望に応じて捜査・検挙等の情報提供等を行い、希望により警察官による訪問連絡活動を実施しています。</p> <p>2 経済的支援</p> <p>(1) 性犯罪被害者に対する診断費用等 性犯罪被害者に対し、医療機関での診断に係る費用(初診料、犯罪を立証するために行った処置費用や診断書料)や、緊急避妊処置、性感染症予防処置、性感染症検査、人工妊娠中絶に係る費用を支出しています。</p> <p>(2) 解剖時の死体検案書料 解剖が行われた場合、死体検案書料1通分の費用を支出しています。</p> <p>(3) 解剖後の遺体搬送費用 寝台車による搬送費用(大阪府内のみ)、遺体搬送袋や仏衣に係る費用を支出しています。</p> <p>(4) 一時避難の宿泊費用 自宅が犯罪等の現場となった等、被害にあったために自宅に居住することが困難になった場合に、宿泊施設に一時的に避難するために必要な宿泊費用を支出しています。 ただし、大阪府内の自宅に被害にあったり、加害者から自宅でも再び犯罪等の被害にあう恐れがある被害者及び同居の親族が対象で、ご自身で避難場所を確保できない場合に限りです。(原則3泊)</p> <p>(5) ハウスクリーニング費用 自宅が殺人等の致死に至る故意の犯罪現場となった場合、汚損された自宅の清掃等に要する費用を支出しています。 ただし、自宅は持ち家で、ご遺族が引き続き居住する場合には限りです。</p> <p>(6) 犯罪被害給付制度 ・ 遺族給付金:被害者が死亡した場合に、ご遺族に対して支給されます。 ・ 重症病給付金:身体に重大な負傷又は疾病を負った被害者ご本人に支給されます。 ・ 障害給付金:障害が残った被害者ご本人に支給されます。</p> <p>3 精神的支援</p> <p>(1) 被害者カウンセリング制度 性犯罪被害者等に対し、関西カウンセリングセンター所属の専門カウンセラーを警察署等に派遣するなどして、無料で被害者カウンセリングを行っています。 事件発生から15年以内であれば、必要に応じて10回まで実施可能です。</p> <p>(2) 民間被害者相談員制度 大阪府公安委員会認定の大阪被害者支援アドボカシーセンターの相談員が、無料で被害者の相談に応じるほか、付添い等の支援を行い、被害者の精神的負担の軽減・回復を図っています。</p>
---------------------------	---	--

	<p>(3) 大阪弁護士会による支援制度 法律相談を必要とする被害者やその親族が速やかに弁護士による支援を受けることができるよう、警察から弁護士会へ必要な情報を提供するなど、効果的かつ円滑な被害者支援を図っています。</p> <p>4 被害相談窓口</p> <p>(1) 性犯罪被害110番 性犯罪被害にあった方の相談専用電話です。</p> <p>(2) 列車内ちかん被害相談 列車内や駅でのちかん被害の相談に応じています。</p> <p>(3) ストーカー110番 ストーカー事案に関する相談を受け付けています。</p> <p>(4) 暴力団・拳銃110番 暴力団犯罪、拳銃等に関する相談及び暴力団犯罪の通報を受け付けています。</p>
--	---

大阪府被害者支援会議参画機関・団体一覧表

機 関 ・ 団 体 名
(認定NPO法人)大阪被害者支援アドボカシーセンター
大阪府政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課
大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
大阪府福祉部子ども室家庭支援課
大阪府福祉部女性相談センター
大阪府福祉部中央子ども家庭センター
大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課
大阪府健康医療部保健医療室地域保健課
大阪府こころの健康総合センター
大阪府教育庁教育総務企画課
大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
堺市市民人権局市民生活部市民協働課
大阪地方検察庁
大阪保護観察所
大阪弁護士会
国土交通省近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課
日本司法支援センター 大阪地方事務所
(一社)大阪府医師会
大阪産婦人科医会
大阪府臨床心理士会
(社福)関西いのちの電話
(公財)関西カウンセリングセンター
(公財)交通事故紛争処理センター
(公財)大阪府暴力追放推進センター
(公社)大阪府防犯協会連合会
(一財)大阪府交通安全協会
(一財)大阪府男女共同参画推進財団
(一社)日本DMORT
大阪府警察本部